

# 食品の自主回収及び苦情相談等について(令和8年(2026年)1月分)

## (1)食品の自主回収について

熊本市保健所管内の自主回収情報は次の通りです。

なお、全国の詳細については厚生労働省のホームページ内の「[自主回収報告制度\(リコール\)に関する情報](#)」をご覧ください。

	届出日	商品名	健康への危険性の程度*	回収理由	回収方法
1	1/8	ずわいがに	CLASS II	食品表示法違反: 賞味期限表示の欠落	・販売店 POP により周知 ・販売店舗での回収、返金対応

\* CLASS I :喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い場合

CLASS II :喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が低い場合

CLASS III :喫食により健康被害の可能性がほとんど無い場合

## (2)食品等に関する苦情相談

熊本市保健所では、消費者等からの「食品等に関する苦情相談」を受けています。

令和8年(2026年)1月分の事例の中から紹介します。

	相談内容	対応等
1	賞味期限表示を貼らずに販売した	【事業者からの相談内容】 客からの相談で、賞味期限表示の貼り忘れが判明した。 【状況確認】 当該商品はアウトパック商品であり、通常は、店舗で表示ラベルを貼付し販売していた。表示作業の担当者は固定されておらず、ダブルチェック体制はなかった。また、当日は年末の繁忙期であり、確認作業が不十分であった。 【再発防止策】ラベル貼付後のダブルチェック体制を導入。

## 期限表示に関する不備は約3割!~食品表示法に基づく自主回収届より~

期限表示の欠落・誤表示は、消費者庁が公表する自主回収理由の約3割を占めています。期限表示がない商品は、消費者が期限切れ食品を誤って喫食し、健康被害につながる重大なリスクがあります。特に高齢者や子どもなどにとっては影響が大きいため、事業者側の適切な表示管理が不可欠です。

また、事業者にとっても自主回収は、

**経済的損失、信頼低下、取引先からの評価悪化、業務負担の増大(回収・調査・報告対応)**など、

非常に大きな影響を及ぼします。

とりわけ、貼り忘れ・誤入力は繁忙期に発生しやすいため、以下の点に注意し、表示事故の防止に努めていただきますようお願いいたします。

表示欠落対策のポイント

- ・ 表示貼付後のダブルチェック
- ・ 繁忙期の集中対策
- ・ 作業手順の標準化
- ・ 新人教育の徹底

